

鳥取県用地対策連絡会規約

(名称)

第1条 本会は、鳥取県用地対策連絡会と称する。

(目的)

第2条 本会は、中国地区用地対策連絡会の会員として、公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱（昭和37年6月29日閣議決定）等の趣旨にかんがみ、公共事業施行者相互の情報交換及び問題点の協議等を通じて必要な調整を行うとともに、損失補償基準の運用の調整並びに損失補償に関する調査、研究等を共同して行うことにより、公共用地の円滑な取得をはかり、もって公共事業の推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 公共事業の用地取得計画に関し相互の連絡調整をはかるとともに、用地事務に係る情報及び資料の交換を行うこと。
- (2) 用地取得に関する損失補償基準の運用の調整をはかるとともに、用地事務に関する共同の調査研究を実施すること。
- (3) 用地補償に関する研究会、研修会等を開催すること。
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(会員)

第4条 本会の会員は、別表の機関とする。

2 本会に加入し、又は脱会しようとするときは、会長に書面により申し出るものとする。

(役員等)

第5条 本会に、次の役員を置く。

会長	1名
委員	若干名
監事	2名

2 会長は、鳥取県県土整備部長をもってこれをあてる。

3 委員及び監事は、総会において会員のうちから選出する。

第6条 会長は、本会を代表し、本会の業務を総括する。

2 委員は、会長を補佐し、本会の業務を評議する。

3 監事は、会計事務を監査する。

第7条 委員及び監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会等)

第8条 総会は、定例会とし、毎年度当初に会長が招集して開催する。

2 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 事業計画及び予算並びに決算の承認に関する事項
- (2) 規約の改正に関する事項
- (3) その他の重要事項

3 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。

4 第2項に掲げる事項は、出席者の過半数をもって決する。

(委員会)

第9条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会の議長は、会長がこれにあたる。

3 次の事項は、委員会の議決を経なければならない。

- (1) 事業計画及び予算に関する事項
- (2) その他本会の事業に関する事項

(会議等)

第10条 会長は、必要があると認められるときは、用地取得計画の調整のための会議等を開催することができる。

(運営費)

第11条 本会の運営に要する経費は、研修参加費及びその他の収入をもってあてる。

2 研修参加費は、参加者の負担とする。

(会計)

第12条 本会の会計事務は、事務局がこれを処理する。

2 監事は、監査の結果を総会において報告する。

3 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終了するものとする。

(事務局)

第13条 本会の事務局は、鳥取県県土整備部県土総務課内に置き、本会の運営のための事務を行う。

(その他)

第14条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、委員会の議を経て会長が定める。

附 則

この規約は、昭和48年8月1日から施行する。

附 則

この改正規約は、平成5年8月1日から施行する。

附 則

この改正規約は、平成14年6月11日から施行する。

附 則

この改正規約は、平成19年7月5日から施行する。

附 則

この改正規約は、平成22年7月13日から施行する。

附 則

この改正規約は、平成30年7月13日から施行する。

別表

鳥取県用地対策連絡会 会員名簿

令和2年5月22日現在：53会員

No.	機 関 名	No.	機 関 名
1	国土交通省鳥取河川国道事務所	30	鳥取市
2	国土交通省倉吉河川国道事務所	31	倉吉市
3	国土交通省日野川河川事務所	32	米子市
4	国土交通省境港湾・空港整備事務所	33	境港市
5	鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課	34	岩美町
6	鳥取県生活環境部緑豊かな自然課	35	八頭町
7	鳥取県農林水産部農地・水保全課	36	若桜町
8	鳥取県農林水産部森林・林業振興局県産材・林業振興課	37	智頭町
9	鳥取県県土整備部県土総務課	38	三朝町
10	鳥取県県土整備部技術企画課	39	湯梨浜町
11	鳥取県県土整備部道路企画課	40	琴浦町
12	鳥取県県土整備部道路建設課	41	北栄町
13	鳥取県県土整備部河川課	42	南部町
14	鳥取県県土整備部治山砂防課	43	伯耆町
15	鳥取県県土整備部空港港湾課	44	日吉津村
16	鳥取県東部農林事務所	45	大山町
17	鳥取県東部農林事務所八頭事務所	46	日南町
18	鳥取県中部総合事務所農林局	47	日野町
19	鳥取県西部総合事務所農林局	48	江府町
20	鳥取県鳥取県土整備事務所	49	西日本旅客鉄道株式会社米子支社
21	鳥取県八頭県土整備事務所	50	中国電力ネットワーク株式会社
22	鳥取県中部総合事務所県土整備局	51	鳥取県土地開発公社
23	鳥取県西部総合事務所米子県土整備局	52	鳥取県住宅供給公社
24	鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局	53	公益財団法人 鳥取県建設技術センター
25	鳥取県鳥取港湾事務所		
26	鳥取県企業局		
27	鳥取県教育委員会事務局		
28	鳥取県警察本部		
29	境港管理組合		

※鳥取県用地対策連絡会は中国地区用地対策連絡会の支部として会員相互の調整等を行っている。